

○財務省告示第百八十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年七月九日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年七月八日

財務大臣 片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
72.01	[略]			72.01	[同左]		
72.18	[略]			72.18	[同左]		
72.19	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）			72.19	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
7219.11	[略]			7219.11	[同左]		
7219.24	－冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）			7219.24	－冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
7219.31	－－厚さが4.75ミリメートル以上のもの			7219.31	000	－－厚さが4.75ミリメートル以上のもの	KG
010	－－－クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		KG				
020	－－－ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		KG				
7219.32	[略]			7219.32	[同左]		
7219.35	[略]			7219.35	[同左]		
7219.90	－その他のもの			7219.90	000	－その他のもの	KG

